

業 務 説 明 資 料

本資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件 名

地域の総合的な移動サービスのあり方検討調査業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和4年3月16日まで

3 履行場所

横浜市内

4 業務目的

本市では、従来からの課題として、生産年齢人口の減少等に伴うバス需要の減少により、路線バスの減便が生じており、更には、新たな生活様式の普及に伴うテレワークやオンライン授業、通信販売などによる外出頻度や機会の減少に伴い、路線バスの減便が加速するなど、地域の足に大きな影響を及ぼしている（主要課題①：市内のバスネットワークの維持）。

これに加えて、高齢化の進展による体力の低下や運転免許証の返納などに伴い、起伏が多い住宅地が広がっている郊外住宅地などでは、高齢者を中心に、日常生活圏にあるスーパーや病院など生活利便施設への移動やバス停までの徒歩移動が難しいため、きめ細かく、不定期なニーズに対応できる新たな移動手段の確保が求められている（主要課題②：高齢者を中心とした、地域内（日常生活圏内）における移動手段の確保）。

このように地域の交通や移動手段を取り巻く状況は非常に厳しいが、移動手段は市民生活や経済活動を支える土台であるとともに、郊外部のまちづくりや本市の持続的な成長・発展の布石となる重要な政策課題であるため、誰もが移動しやすい地域の交通や移動手段を確保していかなければならない。

一方、社会の動向として、第4次産業革命とも呼ばれる技術革新を受け、ICTを活用した新たなモビリティサービス等への期待も高まっている。

また、令和2年11月に地域公共交通活性化再生法が一部改正され、地域における移動手段の維持・確保に向けて、「地域が自らデザインする地域の交通」として、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源の総動員を位置付ける等、国の方でも地域交通の確保に向けた大きな動きがある。

以上を踏まえ、本業務委託では主要課題②の解決に向けて、公共交通であるバス・タクシーに加えて、商業施設や福祉施設の送迎車両など地域の多様な輸送資源も活用し、持続可能な形で、「地域内における移動手段」を確保していくために、令和4年度以降の実証実験、その後の事業化を見据え、地域の総合的な移動サービスのあり方に関する検討調査を行うものである。

5 業務概要

(1) 地域内における移動サービスの検討・提案

ア 移動サービスの検討・提案

多様化する地域内のニーズに対応していくため、バス・タクシーなど従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源の活用も含めた幅広い移動サービスについて、過年度の委託調査結果なども利用しながら他都市事例やICT活用も含めた調査・検討を行う。なお、持続可能性を重視し、多角的な視点から検討・提案を行うものとする。

また、移動サービスの実現に向けて想定される各種課題（法制度、関係者間の合意形成など）の抽出と対応の方向性についても整理する。

イ ICT活用に関する方向性等の検討・提案

持続可能な移動サービスの実現に向けて、ICT活用によるサービスの効率化や利用促進等の効果が期待され、本市も含め全国各地で様々な実証実験が行われているが、社会実装に至らない場合も多く、普及に向けては時間を要すると想定される。

ICT活用については、データの取得や活用、移動サービス、他サービスとの連携、利用者のICTスキル習得など、様々な視点が考えられるが、本市の課題である、高齢者を中心とした地域内における移動手手段の確保に向けて、ICTを有効に活用するための方向性やプロセスなどについて検討・提案を行うものとする。

ウ 調査手法や効果検証手法などに関する検討・提案

持続可能な形で、地域に適した移動サービスを実現していくためには、各種調査に基づき、仮説を構築し、実証運行、仮説と効果の検証・評価を重ねながら、社会実装につなげていくことが非常に重要であると考えられる。そのため、次の視点から検討・提案を行うものとする。

(政策的な視点)

政策・施策・事業の目的や効果の設定、及びその効果を評価するための指標や効果検証方法等に関する検討・提案

(事業的な視点)

個別的な視点として、地域内の移動サービスを実現していくために必要となる調査の手法・内容・項目、データの整理・蓄積方法、仮説の検証方法等に関する検討・提案。また、トータルの視点として、地域の交通や移動の手段を確保していくためのプロセスやスキーム等に関する検討・提案。

(2) 実態把握調査

ア 1次調査：全市的な予備調査

過年度の委託調査結果も含む本市が保有するデータ、各種統計データや既存調査結果、インターネット等の既存資料から、机上での予備調査を行う。

供給側として、公共交通である路線バス・タクシーや、送迎車両を有すると想定される施設の種類や数などについて、行政区毎に輸送資源の情報をまとめるとともに、需要側として、地域ニーズや地域特性などの情報をまとめ、基礎調査を実施すべき行政区を2区程度抽出する。

イ 2次調査：行政区における基礎調査

上記アで抽出した行政区において、需要側・供給側に関する基礎調査を実施する。
なお、過年度の委託調査結果も含む本市が保有するデータ、各種統計データや既存調査、インターネット等の既存調査から、机上での基礎調査を中心とし、必要に応じて、アンケートなどの追加調査を行うものとする。

①供給側の基礎調査

公共交通であるバス、タクシーに加え、商業施設や福祉施設の送迎車両など地域の多様な輸送資源を対象とし、保有車両の活用状況、運転手不足などの課題感、移動サービスへの参入意欲などを把握するとともに、地図へのプロットも含めたデータを整理し、行政区における輸送資源の実態を把握する。

なお、調査、データ整理に際しては、次年度以降の他区調査を見据えた視点も踏まえ、検討を行うこと。

②需要側の基礎調査

移動の目的・頻度・手段・属性などの需要側の傾向を分析し、ニーズの仮説を構築する。これに基づき、ニーズの高い生活利便施設（商業施設、病院など）の抽出、及び地図へのプロットも含めたデータを整理し、行政区における需要側の実態の仮説を構築する。

なお、調査、仮説構築に際しては、将来的な効果検証方法も見据えた視点も踏まえ、検討を行うこと。

上記（2）ア・イの詳細については、プロポーザルでの提案も踏まえ、委託者と受託者との協議により定めるものとする。

（3）地域に適した移動サービスの実現に向けたケーススタディの実施

ア ケーススタディを実施するための詳細調査の実施

（2）実態調査結果を踏まえ、地域の輸送資源とニーズを組み合わせ、バス・タクシーも含めた多様な輸送資源を活用した移動サービスの創出が期待される地区を、各行政区から3地区程度抽出する（2行政区あわせて6地区程度）。

抽出した地区において、移動に関する事業者、施設に関する事業者、地域などを対象に、既存資料をベースとしつつ、アンケートやヒアリング等の詳細調査を行い、移動サービスを検討するための情報（運行条件、頻度、範囲など）を集約する。

イ ケーススタディの実施

上記詳細調査結果等に基づき、6地区から2地区程度抽出する。抽出した地区を対象に、特定のサービスやシステムに限定するのではなく、多様な移動サービスを目指し、下記項目を中心とした複数のケーススタディを行うなど、地域における総合的な移動サービスのあり方を検討する。

なお、詳細調査の内容・手法や地区数、及びケーススタディを実施する地区数については、プロポーザルでの提案も踏まえ、委託者と受託者との協議により定めるものとする。

（検討の視点や項目例）

- ・ 公共交通であるバス、タクシーに加え、商業施設や福祉施設の送迎車両など地域の多様な輸送資源も活用

- ・ 持続可能性を踏まえた、事業スキームやビジネスモデル（交通や移動という枠に限
定せず、他分野や他サービスとの連携なども含めた幅広いソリューション。また、
地域交通サポート事業など本市の既存施策を見直すこともひとつの方法）
- ・ 事業者、利用者、行政など関係者の役割分担や利用負担のあり方
- ・ 移動サービスの実現に向けた課題と対応の方向性
- ・ 移動サービスの導入に向けた今後の進め方（令和4年度以降の実証実験、社会実装
など導入に向けたスキーム、効果検証方法、補助金確保、時間軸を踏まえた今後の
取組内容の整理とロードマップの作成など）

（４） 学識経験者等へのヒアリング

調査・検討の実施にあたり、有識者や企業等に対し、ヒアリング等の方法による意見調査を行い、調査・検討事項にかかる意見収集や論点整理を行うこと。意見調査の具体的な方法及び対象者については、委託者と受託者の協議により、定めるものとする。また、受託者が、説明資料の作成や議事録作成等を行うものとする。

なお、当該委託には、ヒアリングへの謝礼（支払い手続き、謝礼金など）も含まれる。

（５） 報告書の作成

（１）～（４）の結果について、報告書を製本版及び概要版として取りまとめる。

（６） 業務打合せ等（打合せ回数 10 回程度（着手時及び納品時のほか 8 回程度））

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で打合せ等を行う。なお、打合せの都度、議事概要を受託者が作成することとする。

6 成果品

- （１） 報告書（製本版、電子媒体） 各 5 部
- （２） 報告書（概要版）（製本版、電子媒体） 各 5 部
- （３） その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

7 概算額

概算業務価格は約 10,000 千円（税込）を限度とします。

8 その他

- （１） 別紙参考資料など本市の政策・事業等について十分に理解し、検討を進めるものとする。
- （２） 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合がある。
- （３） 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に係わらず、委託者と協議の上、業務計画を策定して行うこととする。
- （４） 業務の全部を再委託することはできない。
- （５） 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、横浜市と連絡調整を行うこととする。なお、業務の報告等を毎週行うなど、定期的な連絡調整を行うも

のとする。

- (6) 5 (1) から (5) までに記載された各項目の成果報告期限については、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (7) 成果品については、横浜市に帰属するものとする。
- (8) 本業務に関して、委託期間中に打合せ等で必要となる資機材等は受託者が準備すること。例示として、Web 会議を開催するための wifi ルーター (契約締結済み)、タブレット (アカウントセットアップ済み)、会議用無線マイク、HDMI 出力用コネクタ (外付け可)、HDMI ケーブル等がセットアップ済み (必要数：1 組) 等。別途必要な資機材等は、委託者と協議すること。
- (9) 本市が保有するデータについては、市の統計情報ポータルで公開している。その他に本市が保有するデータについては、契約締結日以降に可能な範囲で委託者より提供する。

参 考 資 料

業務目的に記載の主要課題②の解決に向けて、「公共交通である路線バス・タクシーに加え、商業施設や福祉施設の送迎車両など地域の多様な輸送資源も活用し、持続可能な形で、本市の地域の中における交通や移動手段を確保していく」という考え方を踏まえた提案に際し、下記に示すものも含め本市の現状や課題を十分に把握した上で、提案書を作成すること。

本市の多くの区において、地域の交通や移動手段の確保は大きな課題になっている。都心部においては、タクシーや路線バス、鉄道といった複数の交通手段が確保されているものの、丘陵部や狭あい道路地域等、一部交通事情が悪い地域が存在する。また、郊外部においては、高齢化率が高い傾向にあることから、地域交通は高齢者の主要移動手段となっており、地域の交通や移動手段の確保が具体的なニーズとして挙げられている。

これまでに本市では地域交通の維持・充実に向けて、最寄駅まで15分の交通体系の整備、地域交通サポート事業、生活交通バス路線維持制度などの様々な施策を展開してきたが、少子高齢化の進展や新型コロナウイルスの影響による行動様式の変化などにより、収益性や担い手の確保が課題となっており、持続的な交通手段・移動手段の確保が難しい状況にある。

さらに、買物や病院など日常生活における移動において、高齢化にともない坂道やバス停までの移動が困難になるなど、高齢者特有の移動困難性が浮彫となっており、小規模需要にどのように対応していくかが課題となっている。

今後も高齢化の進展にともない、このようなニーズが高まっていくことが想定される中で、持続可能な形の移動手段を確保していくことが、本市における重要な政策課題のひとつである。

引き続き、地域の交通や移動の確保にしっかり取り組み、本市の持続的な成長につなげていく必要がある。

平成6年 最寄り駅まで15分の交通体系整備の推進【ゆめはま2010プラン】 交通事業者による鉄道路線(駅)整備、バス路線整備を促進 (市は主に鉄道整備、道路整備(拡幅、交差点改良など)を推進) 【15分圏カバー率 74%(H9年度) → 約90%(H20年度)】	通勤 通学	事業者と協力 ↓ 一部公助 ↓ 地域と協働 ↓ 地域の共助 ↓ 公共交通に加え 地域の輸送資源を総動員
平成14年 おでかけサポートバスモデル事業の推進【中期政策プラン】 高齢化率が高く、山坂が多い地域へのバス路線新設に向けて、 H15年から18年まで西区ハマちゃんバスを試験運行 【運行赤字への市の負担を中止】	主に 高齢者	
平成14年 道路運送法改正 乗合バス需給調整規則の廃止	限定的	
平成19年 生活交通バス路線維持制度の創設 <1>廃止によって駅から1km、他のバス停から300mの圏内から 外れる地域が発生する路線。 <2>最寄り駅まで15分圏内の達成人口が減少する路線。 【17路線(H19年度) → 15路線(R1年度、補助額3億7,614万円)】		
平成17年 横浜市地域まちづくり推進条例施行(地域主体の取組を支援)	地域の 発意	
平成19年 地域交通サポート事業の推進 地域からの発意に基づき、地域の交通を確保するため、市は実証 運行等の支援を行う 【R1年度支援メニュー拡大】		
平成27年 道路運送法改正 自家用有償運送(第79条による登録) 事前に登録された障害者や介護認定者を対象として、NPO等の 事業主体が有償で運送する 【H28年1月に本市は福祉有償運送の登録事務を国から権限委譲 本市は公共交通空白地有償運送の条件には該当しない】	要 援 護 者 限 定	
平成30年 横浜都市交通計画の改定 タクシーの活性化、福祉ニーズと連携した移動サービスの提供を 新たに追加(ICTを活用した配車サービス、社会福祉法人による 無償運送など)	輸 送 資 源 を 総 動 員	
令和2年 地域の交通・移動支援パンフレットの作成		
令和2年 地域公共交通活性化再生法の改正 「地域公共交通計画」の策定が努力義務化		

■ 地域交通に関する参考データ

- ◇ 横浜都市交通計画

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/plan/plan.html>

- ◇ 地域公共交通活性化再生法の改正について

- ◇ 法改正を受けた横浜市の取組について

以下URLの「第20回横浜市交通政策推進協議会 議題2 交通政策の動向について」に記載

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/seisaku/kyogikai.html>

- ◇ 最寄駅まで15分の交通体系整備

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bus_kotsu/15fun.html

- ◇ バス交通施策

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bus_kotsu/bus.html

- ◇ 生活交通バス路線維持制度

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bus_kotsu/ijirosen/ijirosen.html

- ◇ 横浜市地域交通サポート事業

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bus_kotsu/support/chiiki.html

- ◇ 地域交通サポート事業ができるまで

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bus_kotsu/support/keii.html

- ◇ バス路線の維持・充実に向けた走行環境整備事業

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bus_kotsu/soukou/

- ◇ 横浜市会 特別委員会報告書 令和元年度郊外部再生・活性化特別委員会 中間報告書（令和2年3月23日）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/katsudo/hokokusho-h21-t.html>

■ その他の参考データ

- ◇ 横浜市基本構想（長期ビジョン）

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/koso/koso_honbun.html

◇ 横浜市中期4か年計画 2018～2021

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2018-2021/>

◇ 横浜市将来人口推計

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/jinkosuikei.html>

◇ 横浜市の長期財政推計

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseijokyo/tyoukisuikei.html>

◇ 横浜市都市計画マスタープラン

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/master.html>

◇ 横浜市住生活基本計画

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryu/keikaku/housdata.html>

◇ 横浜市民生活白書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/hakusyo/>

◇ 横浜市民意識調査

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/shiminisiki/>

◇ 高齢者実態調査

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/toukei-tyousa/jittaityousa/>